

議案第 12 号

橋本市飲料水供給施設事業給水条例及び橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市飲料水供給施設事業給水条例及び橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

(橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部改正)

第1条 橋本市飲料水供給施設設事業給水条例(平成18年橋本市条例第169号。以下「飲料水条例」という。)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(給水区域)		(給水区域)	
第2条 橋本市飲料水供給施設事業給水区域は、次のとおりとする。		第2条 橋本市飲料水供給施設事業の給水区域は、次のとおりとする。	
(1) 略		(1) 略	
(2) 橋本市杉尾飲料水供給施設 橋本市杉尾区域内の給水可能な地 域 (水道メーターの設置)		(2) 橋本市杉尾飲料水供給施設 橋本市杉尾区域内の給水可能な地 域 (水道メーターの設置)	
第16条 略		第16条 略	
2 前項の規定により設置するメーターの口径は、第2条第1号に規定す る地域については20ミリメートル、同条第2号に規定する地域につい ては13ミリメートルとする。 (メーターの貸与及びその費用)		2 前項の規定により設置するメーターの口径は、第2条第1号に規定す る地域については20ミリメートル、同条第2号に規定する地域につい ては13ミリメートルとする。 (メーターの貸与及びその費用)	
第17条 略		第17条 略	
2・3 略		2・3 略	
4 メーターの貸与費用は、次の区分により定める額に、当該額に消費税 法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び その額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率 を乗じて得た額を合算した額をえた額(1,000円未満の端数を生じた ときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置工事の申込者 の負担とする。 (1) 直読式メーター		4 メーターの貸与費用は、次の区分により定める額に、当該額に消費税 法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び その額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率 を乗じて得た額を合算した額をえた額(1,000円未満の端数を生じた ときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置工事の申込者 の負担とする。 (1) 直読式メーター	
対象区域	メーターの口径	金額	
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20ミリメートル	14,286円	14,286円

(2) 遠隔指示式メーター		7,620 円	
対象区域		メーターの口径	金額
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20 ミリメートル		74,286 円
橋本市杉尾	13 ミリメートル		69,524 円
(料金)			(料金)
第 24 条 料金は、用途及び次条の規定により読み替えて準用する橋本市水道事業給水条例(平成 18 年橋本市条例第 215 号。以下「水道事業給水条例」という。)第 25 条の規定により算定した使用水量に応じて次の区分により定める額とし、当該使用水量の属する月の翌月分として算定する。			
ア 専用給水装置		ア 専用給水装置	
用途	料率	基本料金(1 月につき) 水量	超過料金(1 月につき) 料金
一般用	略	略	略
備考	1 略 2 「一般用」とは、臨時用以外のものをいう。	1 略 2 「家事用」とは、専ら住居の用に供するものをいう。 3 「営業用」とは、医院、洗濯業、料理店、飲食店、宿屋業、豆腐、蒟蒻又はカマボコ製造業、鮮魚業、自動車ガレージ業、自動車運送業、市場、娯楽場、映画館、モチ又は菓子パン製造業及び麺類製造業とする。ただし、市長が小規模であると認めるものは、「家事用」とする。 4 「公用」とは、官公署、学校、病院等公共施設の用に供するもの又は他の用途に該当しないものをいう。 5 「工場用」とは、「家事用」、「営業用」及び「公用」以外で、水を使用して、物品を製造し、加工するものをい	メーターの口径
用途	料率	基本料金(1 月につき) 水量	超過料金(1 月につき) 料金
家事用	略	略	略
営業用	20 立方メートルまで	20 立方メートルまで	5,450 円
公用	20 立方メートルまで	20 立方メートルまで	5,450 円
工場用	100 立方メートルまで	100 立方メートルまで	27,480 円
私設消火栓・ 消防の演習用	1 棒 1 回	1 棒 1 回	1,490 円
略	略	略	略

	3 略		6 略
イ 共用給水装置			
用途	料率 基本料金(1月につき) 水量	料率 基本料金(1月につき) 水量	超過料金(1立方 メートルにつき)
一般用	略	略	略
備考	1 略	2 「家事用」とは、専ら住居の用に供するものをいう。	
2 水道事業給水条例第25条第1項に規定する定例日間の中間に、水道の使用を開始し、又はやめたときは、使用水量にかかわらず超過料金を適用して算定する。ただし、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合にあっては、この限りでない。			
(使用水量の算定)			
第25条 使用水量の算定については、水道事業給水条例第25条の規定を準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。			
(料金の納期限)			
第26条 料金の納期限は、市長が別に定める。			
第28条 削除			
(料金の算定)			
第25条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、市長が定めた日をいう。)に使用水量を計量し、その使用水量に基づき、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に計量を行うことができる。			
(料金の算定)			
第26条 料金の納期限は、その料金の属する月分の翌月末日とし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。			
(特別な場合における料金の算定)			
第28条 月の中途に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、その日の属する月分として、次の区分による。			
(1) 使用日数が、14日以内のものの料金は、使用水量が第24条に規定する基本料金に係る水量以内であるときは、基本料金に係る料金の2分の1に相当する額とし、使用水量が基本料金に係る水量を超えるときは、基本料金に係る料金の2分の1に相当する額に超過料金を加えた額とする。			
(2) 使用日数が、14日を超えるものの料金は、基本料金に係る料金に超過料金を加えた額とする。			
2 月の途中に、その用途に変更があったときは、その届出日の属する月の翌月分から適用する。			

第29条 削除

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

3 第1項に規定する概算料金は、1日平均使用水量に使用予定期数及び第24条に規定する臨時用の料金を乗じた額とする。

(給水分担金)

第32条 給水分担金は、次の表に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置の新設工事の申込者から申込の申し込みの際に徴収する。

対象区域	メーターの口径	金額
橋本市高野口町嵯峨谷及び竹尾	20ミリメートル	400,000円
橋本市杉尾	13ミリメートル	133,333円

(特別な場合における給水分担金の計算)

第33条 共用給水装置に係る給水分担金は、第16条第3項の規定による口径のメーターが各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、それぞれに計算した額の合計額とする。

2 路

(手数料)

第35条 手数料については、水道事業給水条例第35条の規定を準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(料金、分担金、手数料等の減免又は猶予)

第36条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例の規定により納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を減免し、又は猶予することができます。

(橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部改正)

第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

3 第1項に規定する概算料金は、1日平均使用水量に使用予定期数及び第24条に規定する臨時用の料金を乗じた額とする。

(給水分担金)

第32条 給水分担金は、次の表に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置の新設工事の申込者からの申込の申し込みの際に徴収する。

メーターの口径	金額
20ミリメートル	400,000円

(特別な場合における給水分担金の計算)

第33条 共用給水装置に係る給水分担金は、口径20ミリメートルのメーターがそれぞれ各戸又は各箇所に設置されたものとみなして、各戸又は各箇所ごとに計算した額の合計額とする。

2 路

(手数料)

第35条 手数料については、橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)第35条の規定を準用する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(料金、分担金、手数料等の減免又は免除)

第36条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例の規定により納付しなければならない料金、分担金、手数料その他の費用を減免し、又は免除することができます。

2

第 2 条 橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 170 号。以下「簡易飲料水条例」という。)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 簡易飲料水供給施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 簡易飲料水供給施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
略	名称	略	位置
杉尾簡易飲料水供給施設		略	橋本市杉尾地内

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 第 2 条の規定による改正前の簡易飲料水条例第 2 条の表に掲げる杉尾簡易飲料水供給施設を使用している者であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第 1 条の規定による改正後の飲料水条例(以下「新飲料水条例」という。)第 2 条第 2 号に掲げる橋本市杉尾飲料水供給施設(以下「対象施設」という。)を使用しようとするもの(以下「従前使用者」という。)は、施行日前においても、新飲料水条例の規定の例により、対象施設に係る給水装置工事の申込み、給水契約の申込みその他必要な行為をすることができる。

2 市長は、前項の規定による給水装置工事の申込みをした従前使用者について、新飲料水条例第 35 条において準用する橋本市水道事業給水条例(平成 18 年橋本市条例第 215 号)第 35 条第 1 項第 2 号の規定の例により、給水装置工事のしゅん功検査手数料を徴収する。

3 市長は、第 1 項の規定による給水契約の申込みをした従前使用者について、新飲料水条例第 17 条の規定の例により、メータ一の貸与費用を徴収する。

4 市長は、新飲料水条例第 32 条の規定にかかるわらず、従前使用者については、対象施設の使用に係る給水水分担金を徴収しない。